

令和6年度 産業廃棄物最終処分場観測井水質分析業務委託（単価契約）
仕様書

1 目的

立入検査により採取した最終処分場観測井の水の水質分析を行い、適切に維持管理が行われていることを確認する。

2 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

3 作業計画書

受注者は、業務の履行に着手する前に作業計画書を作成し提出するものとする。

4 分析項目・分析方法・基準値及び定量下限値

別表のとおり

（1）分析は、原則として受注者が市内の自社分析施設で行う。

（2）別表以外の分析項目及び分析方法を要する場合は、別途発注者と受注者が協議して定める。

5 再分析

（1）分析結果が別表に示す基準を超えた場合は、基準を超えた項目についてのみ再分析を行う。

（2）再分析の方法については発注者の指示に従い、再分析にかかる費用は受注者の負担とする。

6 検体の取扱い

（1）検体の受渡し

検体の容器は受注者が用意することとし、検体の受渡し場所は、市内の受注者事業所又は産業廃棄物指導課とし、必ず検体の性状、分析項目等を確認すること。

なお、産業廃棄物指導課で受渡す場合は、原則として発注者が指定した日に受領すること。

（2）検体の保管

受渡し後の検体は、ただちに分析試験を実施すること。やむを得ない理由に

よりただちに実施できない場合は、発注者の了解を得たうえで、性状を変化させないように保管すること。

(3) 検体の返却

再分析結果が基準値を超えた検体のうち特に発注者が指示したものについては、すみやかに発注者に持参し、確認を受けた後、発注者の指定した場所に搬入すること。その他の検体は、適正に処理すること。

7 結果の報告

(1) 分析の結果が、基準値を超えた検体については、すみやかに分析結果を発注者に連絡すること。なお、再分析の結果についても同様とする。

(2) 分析結果の報告は、検体ごとに分析機関所定の「濃度計量証明書」の様式により、検体搬入後15日以内（土日、祝日を除く。）に報告すること。なお、再分析の結果は、「濃度計量証明書」を別に作成すること。

(3) 分析結果の一覧表を作成し、発注者に提出すること。

(4) 表示

ア 有効桁数は、原則として2桁とする。

イ 定量下限値未満の項目については、「不検出」又は「未満」若しくはそれに類する用語で表示し、定量下限値を別に記入すること。

8 記録の保存等

受注者は、当該分析業務で使用した野帳等を整理し、原本を業務終了後1年間保存し、発注者から資料の提出を求められた場合には、すみやかに応じなければならない。

9 委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

10 その他

この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。